

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

告 示

鳥取県告示第三十四号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十四年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

目 次

◇ 告 示
解除予定保安林
鳥取県薬剤師特別国民健康保険組合の設立認可
福部村国民健康保険条例の一部改正の認可
土地の立入り測量及び物件調査
整肢学園の収容定員
◇ 公 告
昭和三十三年度改良普及員資格試験合格者

郡	所 在 場 所	番 号	全 面 積	積 算 面 積	解除予定積算面積	指定の目的	申請者	所 有 者
東伯	羽合	大字	〇、三〇五	〇、一六四	〇、一四〇	潮害防備	羽合町長	大字宇野
"	"	大字	〇、五五〇	〇、四〇〇	〇、二五〇	道路敷地のため	"	"
"	"	大字	一、九六四	一、四〇〇	〇、五六四	"	"	"
"	"	大字	一、九六三	一、四〇〇	〇、五六四	"	"	"
"	"	大字	一、九八一	一、四〇〇	〇、五〇〇	"	"	大字宇野 浜本 茂

鳥取県告示第三十五号

鳥取県薬剤師特別国民健康保険組合設立発起人代表者大村良造に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第十一条第一項の規定に基き、国民健康保険を行う特別国民健康保険組合の設立を認可した。

昭和三十四年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 組合の名称

鳥取県薬剤師特別国民健康保険組合

二 事務所の所在地

鳥取市片原三丁目三十四番地 鳥取県薬剤師協会内

三 組合員の範囲

鳥取県内にある鳥取県薬剤師協会員である薬剤師

四 認可年月日

昭和三十三年十二月二十七日

鳥取県告示第三十六号

国民健康保険を行う福部村に対し、国民健康保険法（昭和十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項の規定に基き、福部村国民健康保険条例の一部改正を昭和三十三年十二月二十六日認可した。

昭和三十三年法律第六十号）第八條ノ十三第二項の規定に基き、福部村国民健康保険条例の一部改正を昭和三十三年十二月二十六日認可した。

昭和三十四年二月六日

鳥取県告示第三十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条の規定により、次の区域の土地に立ち入り、測量及び物件調査をする旨、中国地方建設局長から通知を受けた。

昭和三十四年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一起 業者

建設大臣

一 事業の種類

一級国道二十九号線改築工事

一 立ち入るべき土地の区域

八頭郡家町大字下坂、門尾、堀越
岩美郡津ノ井村大字弥宜谷
大字海蔵寺、桂木

一 立入期間 昭和三十四年二月十五日から

昭和三十四年三月三十一日まで

鳥取県告示第三十八号

鳥取県立整肢学園の収容定員を昭和三十四年二月一日から七十人とした。

昭和三十四年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公 告

昭和三十三年度改良普及員資格試験に合格した者を昭和三十四年二月三日次のとおり決定した。

昭和三十四年二月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 農業改良普及員資格試験合格者

- | | | | |
|------|-------|------|-------|
| 受験番号 | 氏 名 | 受験番号 | 氏 名 |
| 二 | 内川 真澄 | 四 | 山内 忠光 |
| 三 | 横川 正夫 | 五 | 藤本 昌弘 |

- | | | | |
|----|-------|----|-------|
| 六 | 長谷 勝 | 二八 | 田中美樹朗 |
| 七 | 中島 安寿 | 三〇 | 白波 瀬登 |
| 八 | 中井 一博 | 三一 | 山下 道雄 |
| 九 | 田中 展昌 | 三五 | 島津 和弘 |
| 一〇 | 城本 光朗 | 三六 | 田中 博 |
| 一一 | 衣笠 護朗 | 三七 | 森本 才司 |
| 一二 | 川尻 輝政 | 三八 | 騎馬 勇 |
| 一三 | 門脇 祐一 | 三九 | 坪島 孝彦 |
| 一四 | 景山 峻吾 | 四一 | 南条 教光 |
| 一五 | 遠藤 和男 | 四二 | 高橋 国昭 |
| 一六 | 上紙 光春 | 四三 | 中尾 達雄 |
| 一七 | 三好 武満 | 四四 | 前田 勇雄 |
| 一九 | 小寺 光治 | 四六 | 宮本 吉嗣 |
| 二〇 | 加納 寛充 | 四八 | 飯田 広雄 |
| 二五 | 明里 彦志 | 五三 | 青戸健一郎 |
| 二七 | 西尾 茂樹 | | |
- 二 生活改良普及員資格試験合格者
- | | | | |
|------|-----|------|-----|
| 受験番号 | 氏 名 | 受験番号 | 氏 名 |
|------|-----|------|-----|

